

平成19年度第1回平塚市地域包括支援センター運営協議会会議録

平成19年5月30日（水）
午後1時30分～午後3時
平塚市東附属庁舎2階A会議室

出席者

（出席委員）

佐々委員 馬場委員 小梶委員 荒井委員 鈴木委員 今井委員 國安委員
古尾谷委員 山田委員 井澤委員 山口委員
（田中委員及び船水委員 欠席）

（事務局）

山本保険年金・介護保険担当部長 大野高齢福祉課長 桐山課長代理 加
治屋主査 佐倉主事 遠藤主事

1 担当部長挨拶

2 開会

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており平塚市地域包括支援センター運営協議会運営要綱第6条第2項により会議は成立。また、第8条により会議は公開となっているが、会議の傍聴者はなし。

（1）報告1 平成18年度平塚市地域包括支援センター事業報告

<事務局> 資料「平成18年度分平塚市地域包括支援センター事業報告総括表」に基づいて説明

《質問・意見》

<委員> 資料中（7）の対応内容の中で、「終了」件数の部分で「拒否」として32件とありますが、その拒否の理由としては具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

<事務局> 地域包括支援センターとの関わりを拒否する理由としては様々な理由があると思われませんが、具体的な拒否の内容について統計的な資料を収集していないので、今後各センターと対応していきたいと思います。

<委員> 予防プランについての感想的な意見なのですが、介護認定の審査の部分で、ケアプランの説明の理解の度合いで要支援2か要介護1を区分しています。つまり理解できない方は要介護1に認定されてしまうのが現状です。認定調査や主治医の意見書などで認知に問題があるという判断をされた方については別ですが、そういった方ばかりではなく、また説明の仕方にも問題があるといえはあると思うのですが、根本的に制度自体がかなり複雑になってしまっているのが、高齢者の方々に理解を求めるのが非常に難しくなっているように思っています。そういった現状を踏まえての認定なので要支援の認定をするのが難しいのが現状です。

<委員> 私も感想のようなものになってしまうのですが、要介護から要支援に移行した方で、ケアマネジャーと地域包括支援センターへの引継ぎなどで関わった方がいました。地域包括支援センターには3人の専門職の方がいて、新予防給付のケアプランなど一生懸命やっていたのですが、いろいろな話しの中で、この1年でかなり新予防給付の件数が増えたとのことでした。地域包括支援センターの職員の業務としては新予防給付のケアプランだけではなく様々な相談業務もあり、それぞれ大変な仕事に対応しなければならないのですが、全体的にみると人間的な余裕がないように感じました。

<委員> 資料の(11)虐待の表の中で、身体的虐待の件数が何件か挙がっていますが、具体的にはどんな内容でしょうか。

<事務局> 具体的な内容としましては、実際に訪問に行き本人に傷を見せていただいたところ、すぐにそれと分かる傷であったりする方もいるのですが、一見しては分からない方も中にはいらっしゃいます。統計的な数値で把握している方につきましては傷がすぐ分かるという方についての数値です。

<委員> 事業報告で様々な数値の説明がありましたが、1センター当たりの平均という数値が多い中で、8センターごとの地域性というか高齢者の数などについての特徴といったものは何かありますか。

<事務局> 新予防給付のプラン数などをみると各センターごとにばらつきがあります。

<委員> そういった数値を元に高齢者についてのネットワークの分析などを行っているのでしょうか。各地域での高齢者の掘り起こしなどが今後の問題になると思いますが。

<事務局> 具体的にはそこまで行っておりませんので、今後の検討課題にしたいと思います。

<委員> 資料の中での相談件数で虐待についての数値が挙がっていますが、対応内容の継続中という項目の中では虐待についての対応といった項目がないのですが、こういった対応内容になっているのでしょうか。

<事務局> 虐待についてはセンター職員などによる継続的な見守りといった対応が多いので、見守りの項目に数値として反映しています。

(2) 報告2 平成19年度平塚市地域包括支援センター事業計画等

<事務局> 資料1「平塚市地域包括支援センター平成19年度事業計画」、資料2「平塚市地域包括支援センター平成18年度収支決算書」及び資料3「平塚市地域包括支援センター平成19年度収支予算書」に基づいて説明

《質問・意見》

<委員> 資料2の平成19年度の事業計画、富士白苑の事業計画の中で、介護予防マネジメント事業の項目として「平成18年4月開設より月平均15名の新規の利用者の増加に対して、平成19年4月までには、登録者数160名以上となる予測があり、介護支援専門員1名に対して43名以

内と勘案すると最低4名体制の構築が必要と推測されます」との記載がありますが、4名での体制といったものを実現できるのでしょうか。

<事務局> 富士白苑については、東海道線より南側全域を担当区域としており、高齢者の数も他の地区と比較して多いという現状があり、事業計画として今回のような人員体制が必要と記載してはあります。業務内容でかなり新予防給付のプラン作成に時間がかかるため、他の相談業務などにも対応するために4名体制でというセンターもあります。しかし、センターの業務については各社会福祉法人に委託という形をとっており、委託料として平成19年度については1センター当たり1,740万円として予算を組んでおります。予算額については事務経費等を含めた3職種3人分の人件費という形になっておりますが、各センターについてはそれぞれの地域性などにより業務量も異なり、富士白苑のように4人体制が必要だというセンターもあるため、今後各センターの業務内容などを勘案して検討していきたいと考えています。

<委員> 資料2の各センターの収支決算書の中で、市からの委託料について、法人の収入科目を介護保険収入として計上しているセンターや市からの委託料として計上しているセンターなどが散見されますが、市として統一した様式にした方がよいと思いますが。

<事務局> 様式については、市からの委託料などの明細が区分されたものに今後統一していきたいと考えています。

<委員> センターの業務の中での介護予防事業の一環としての特定高齢者に関しての基本健康診査がありまして、今年度は問題ないのですが、来年度はその診査がなくなります。今現在は特定高齢者については基本健康診査のデータを元にしてしているのですが、来年度以降それに代わる案や計画といったものはあるのでしょうか。

<事務局> 現時点での状況としましては研究中です。今年の秋くらいまでに計画なり案を策定しまして、それに付随する予算の策定、条例の改正などを今年度中に行う予定です。現在としましては必要な情報などを収集しているところです。また、各機関との連携などについては年明けに予定しております。

<委員> 特定健康診査については医師会で行うのかどうか、行うべきなのかどうかといった意見が錯綜しておりまして方針は立っていない状況です。またその方針についても医師会が作るべきなのかどうか、個々の医療機関が作るべきなのかどうか、そういった点についても現在は混乱しています。

<事務局> 県レベルで協議会ができていますので、そこで何か方針をと思っておりますがなかなか動いていないのが実情のようです。

<委員> 今の特定高齢者の関係ですが、薬剤師会でモデル事業として特定高齢者の掘り起こしを検討しています。日本薬剤師会がモデル事業として実施していこうと考えている事業がありまして、薬局に来られた高齢者の方や処方箋を持って来られた高齢者の方に、アンケートを書いていただくということと、その方の同意が必要になるのですが、その方が特定高齢者に該当する場合に、センターに紹介できるのではないかという案があります。

今後どうなるのかはまだ分かりませんが、今そういった報告をいただいています。薬剤師会として、特定高齢者と思われる方をセンターに紹介するシステムは何かできないかと暗中模索中です。

<事務局> 薬剤師会で、地域にお住まいの高齢者の中から少しでも早く特定高齢者の方々を見つけ出そうということで動き出していただいておりますが、いろいろな準備が必要ということで、県が各市町村にそういったことを実施する場合にどういったことが考えられるか、どこまでやってもらえるかといった調査をしているところです。

<委員> 各地域包括支援センターの今年度の事業計画書の中で、救急時の防災対策についての対応について具体的に記載がされていないのですが。

<事務局> ただ今の件で、地震や災害が発生した場合の高齢者の方々の取り扱いについてですが、これについては市全体で高齢者や障害者などの災害弱者の方の情報についてどのように共有したり対応していくかということについて、具体的な対策をこれから検討していくという段階です。また、センターがそれぞれの地域でネットワークづくりを始めているところです。そのネットワークというのは、地域の高齢者の方々をどういう形で支えていこうかということで、関係機関に声をかけているところです。その中には、当然、防災ということも含まれます。地域での民生委員や地区の社会福祉協議会、自治会、老人クラブなどに声をかけさせていただいておりますので、是非一緒に考えていただきたいと考えております。

<委員> 地域での災害弱者といわれる方々については、市の方で把握しているのでしょうか。

<事務局> 寝たきりの方や一人暮らしの方、認知症といった高齢者の方々の調査を行っております。そこで収集した方々の情報については、同意された方についてのみ防災の関係機関に情報を提供する方法を考えています。

(3) その他

<事務局> 資料5「地域包括支援センターの設置運営について」、資料6「地域包括支援センターの人員配置について」に基づいて説明。

資料5の48ページで「専らセンターの行う業務に従事する職員として、1つのセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員、これらに準じる者を含む、それぞれ各1名とされている」ということで、これらの専門職員をそれぞれ1名置くこととなっております。ところが、市内のセンター2か所、ごてんとサン・ライフ湘南におきましては、平成19年3月までは人員を満たしていましたが、4月以降保健師が退職してしまい不在の状態になっています。これについては市の方でも何とか手を尽くしていろいろな関係機関へお願いして、人材の確保をお願いしたり、あるいはセンターの方で職員の募集をかけているところですが、現時点で満たされていないという状態です。我々としても非常に苦慮しています。今回、運営協議会にお諮りしたのは、51ページの地域包括支援センターの所掌事務の中で、センターの職員の

確保に関する事で「運営協議会はセンターの職員を確保するため、必要に応じ運営協議会の構成員や地域の関係団体等との間での調整を行う」という規定があり、関係団体にお願いしようとしてもなかなか難しい部分もありますが、48ページで「センターの規模等に応じ各職種ごとに専門職員を複数配置する場合には一部の専門職員は非常勤でも可能である。また、常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で経過的にセンター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することでも足りるものとする」という規定がありまして、2つのセンターについて、一時的にはありますが、こういう形で人員確保を図ってまいりたいと考えております。委員の皆様にご審査いただきご了解をいただきたいということです。

<会長> 一部の市には、病院などを退職した看護師を登録する制度のようなものがあると聞きますが、平塚市にはそういった制度はあるのですか。

<事務局> 平塚市にはそういった制度はありません。看護協会にはそういった登録制度があるので、2か所のセンターには紹介してあります。

<委員> 退職した看護師の採用については、非常に難しいのが現状です。といますのは、昨年度に改定された診療報酬での看護職員の配置基準で、7対1看護という制度が新たにできて、今病院では看護師を大量に雇用しなければならない状況です。そこで、センターと病院の給料を比較されてしまうとどうしても病院の方へ行ってしまうという現状がありますので、なかなか家庭にいる看護師を見つけるというのは非常に難しいです。常勤換算で募集をかけていくしかないのかなと思います。

<委員> 状況は十分分かりましたが、運営協議会としては、一応期間を切って各センターに募集などをしてもらい、次回の運営協議会で経過報告をしてもらうという方法がよいと思います。

<会長> それでは、次回の運営協議会までに、ごてんとサン・ライフ湘南の2か所のセンターについては募集などの努力をしてもらい、それでも不可能だった場合にはその報告をしてもらい、その後の対応を協議するという事で委員の皆さんいかがでしょうか。

<各委員> 異議なし。

<会長> それではそういった形での対応をよろしく願いいたします。

3 閉会 副会長挨拶

以上